事例No.	717
公表年度	H30
団体の属性	都道府県
団体名	栃木県

事例区分	公営企業

タグ	・電気事業

事例種類	その他

事例内容・タイトル

「とちぎふるさと電気」のとりくみについて

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介（平成30年4月号）

先進事例紹介



「とちぎふるさと電気」の取組について
栃木県営水力発電所の電気を活用した地産地消の電気料金メニュー　～地域貢献とともに

栃木県企業局電気課

1. はじめに

栃木県の電気事業は、昭和 31（1956）年 5 月の川治第一発電所の営業運転に伴い翌 6 月に電気局として発足し、その後企業局となり、平成 28（2016）年に 60 周年を迎えたところです。

現在運転している 10 箇所の発電所はいずれも水力発電であり、このうち 2 箇所は固定価格買取制度（FTT）を適用しています。

平成 30（2018）年 1 月に運転を開始した大下沢発電所の電気は、平成 29（2017）年 4 月の改正 FIT 法の適用により一般送配電事業者である東京電力パワーグリッド㈱に供給していますが、他の 9 箇所の発電所の電気は東京電力エナジーパートナー㈱（東京電力 EP）との平成 32（2020）年 3 月末までの 10 年間の基本契約に基づき同社に供給しています。

2. これまでの取り組みと「とちぎふるさと電気」創設の経緯

(1) これまでの取り組み

栃木県の電気事業では、電気料金の収益の一部を活用して地域振興積立金を積み立てた上で、県庁公用車への EV や PHV の導入、県立科学館のエネルギー関連展示品更新等、環境保全に対する地域貢献事業として、栃木県の一般会計への繰り出しを平成 22（2010）年度から継続的に行ってきました。

また、地球温暖化防止をテーマとした展示会への出展、植林活動に対する苗木の提供とボランティアとしての職員参加などの地域貢献活動も併せて行ってきています。

(2)「とちぎふるさと電気」創設の経緯

平成 27（2015）年 4 月から電力システム改革が進行し電力市場が従来以上に自由化されていく状況を踏まえた上で東京電力 EP との随意契約を継続する意義を考える中、総務省からも公営電気

事業のあり方を問われており、電気事業として何か新たな取り組みができないか検討してきました。そこで、「電気の地産地消」や「地域貢献」をキーワードとした付加価値を創出できないか、東京電力 EP と協議を行いました。

一方、東京電力 EP も、東京電力ホールディングス㈱の水力発電のみを電源とする、発電の際に CO_2 を排出しない電気料金メニュー「アクアプレミアム」を平成 29 年 4 月から販売している中で、営業先の事業者などから、電気の「産地（発電所）を特定できないか」、「地産地消と謳えるメニューが欲しい」、「地域貢献に繋げたメニューにして欲しい」、などの様々な意見や要望を受けていたところでした。

こうした双方の状況を踏まえ、東京電力 EP から「とちぎふるさと電気」の仕組みが提案され、以後、同社とともにその内容を詰め、平成 29 年 11 月 16 日に「とちぎふるさと電気」※の創設に係る基本合意書を栃木県企業局と東京電力 EP とで締結し、平成 30 年 4 月 1 日から供給を開始することとなりました。

※：「ふるさと電気」の商標登録及び、実施体制を含めた「とちぎふるさと電気」のビジネスモデルの権利は東京電力 EP に帰属しています。

3.「とちぎふるさと電気」の概要

東京電力 EP は、栃木県の電気事業の水力発電所から供給される電気の一部を、CO_2 フリーという環境付加価値を付した電気として、県内の販売代理店を通して県内の事業者向けに、プレミアム価格として 1kWh 当たり 1 円を上乗せして販売します。

このプレミアム価格から販売代理店の手数料を差し引いた額が、東京電力 EP から県に還元されます。それを県は基金に充当した上で環境保全事業などに活用します。

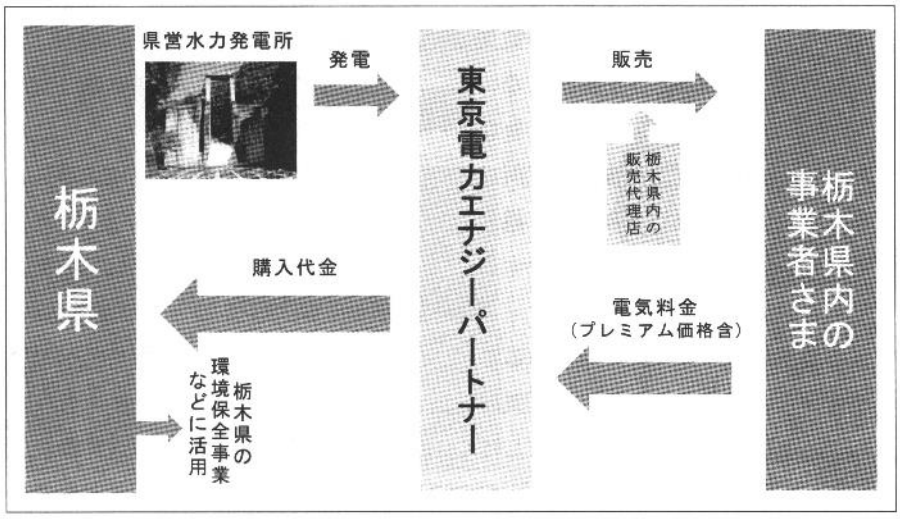
特徴を簡単に表すと、

・環境付加価値を持つ電気の地産地消

・県が行う環境保全事業などへの事業者の貢献

ということになります。

このような地産地消の取り組みは、地方公共団体が経営する電気事業の電気を活用するものとしては平成 29 年 11 月時点で全国初です。



「とちぎふるさと電気」の概要図

4.「とちぎふるさと電気」の詳細

(1)　CO_2フリーの電気を供給

「とちぎふるさと電気」の供給元となる発電所は、栃木県の電気事業が運営する発電所のうち、FIT 適用の発電所を除く 8 箇所の水力発電所です。この 8 箇所の発電所の最大電力は 60,700kW、平成 28 年度の年間供給電力量は約 185 千 kWh です。

これら 8 個所の水力発電所が供給可能な電力量のうち「とちぎふるさと電気」には、年間を通して需要量が供給量を上回らない範囲内の電力量を対象としています。なお、渇水等で供給量が不足した場合など、需要量が供給量を上回る場合は、東京電力 EP が別途調達する東京電力グループ保有の栃木県内の水力発電所（FIT、揚水を除く）の電気をバックアップ電源とし、CO_2フリーの電気を供給します。

ここで、FIT 適用の発電所を除いているのは、経済産業省が作成した「電力の小売営業に関する指針」により、FIT 適用の発電所の電気が持つCO_2を排出しないという特性・メリットは、その環境付加価値に相当する額を電気の需要家に広く負担してもらっており、その電気を販売する小売電気事業者はCO_2を排出しないという価値を付加して販売することはできない、という理由からです。また、揚水発電所についても、発電機をポンプとして利用する揚水時に電気を使用することによりCO_2が発生することとなるため、除いています。

なお、電気の地産地消という「とちぎふるさと電気」の趣旨から、事業者の使用する電気の全量を「とちぎふるさと電気」として購入していただくこととしています。

(2)　CO_2排出量削減への寄与

これら 8 箇所の水力発電所の電気は、CO_2フリーの再生可能エネルギーとして購入することができることから、「とちぎふるさと電気」の電気を購入する事業者は、電気の使用に伴うCO_2排出量をゼロ（0.000kg-CO_2／kWh）にすることができます。

従って、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」において、事業者のCO_2排出量削減に寄与することとなります。

環境負荷の低減を訴求する事業者にとっては、設備の省エネ化などの新たな設備投資を行わなくとも、「とちぎふるさと電気」購入におけるプレミアム価格分の支払いのみにより、CO_2排出量を削減することができるというメリットがあります。

(3)　電気の地産地消

「電力の小売営業に関する指針」において、「地産地消」という場合は一定の限定された地域において発電し消費されることが基本である、とされていますが、「とちぎふるさと電気」は、栃木県内で発電した電気を、同じ栃木県内の事業者（同一地域の需要家）が使用（消費）することから、同指針でいう電気の「地産地消」となります。

なお、同指針では、小売電気事業者が「地産地消」を訴求して需要家へ電気を販売しようとする際には、「発電所の立地場所及び電気の供給地域」を説明することなどが示されています。

(4)　県が行う環境保全事業などへの貢献

事業者は、プレミアム価格を含む電気料金の支払いを通じて、栃木県が行う環境保全事業を通した地域貢献に寄与することができます。対象となる環境保全事業などの内容は、毎年度の栃木県の予算調整において決定していきます。

平成 30 年度は、プレミアム価格分の収益を 1 千万円程度と見込み、省CO_2設備導入補助事業や

再生可能エネルギー熱利活用促進事業への活用を予定しています。

(5)　販売対象の事業者

販売の対象は、原則として、東京電力 EP との契約電力が 500kW 以上となる事業者を想定しています。このような事業者の多くは、温対法に基づく報告義務があり、また、経営課題の一つとして CO_2 排出量を削減することに意欲的であるという傾向があるためです。

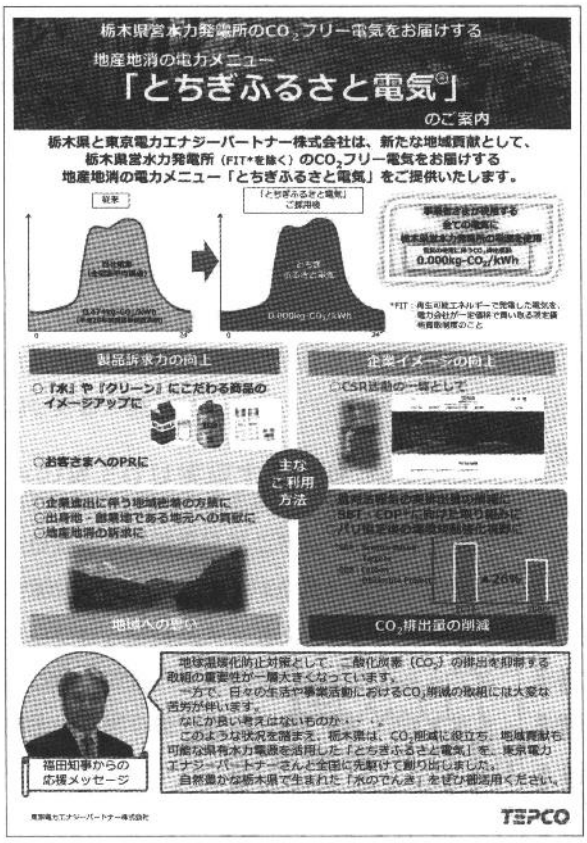
事業者にとっては「とちぎふるさと電気」の電気を購入することによって CO_2 排出量を削減できるとともに、県が行う環境保全事業などに寄与することによって地域貢献ができることから、企業の CSR（企業の社会的責任）を向上させるための選択肢となり得ると考えています。

今後、販売対象を広げていくかについては、「とちぎふるさと電気」の動向やニーズ、電源調達の状況などを踏まえながら検討していきます。

(6)　販売への県の協力

販売に当たっては、販売代理店が主な営業・販売を、東京電力 EP が営業支援を行っています。県は、販売用のリーフレットに知事のメッセージを掲載するほか、CO_2 フリーの電気を使用している旨の証明書を交付するなど、販売促進に向けた支援を行います。

事業者はその証明書を掲示することにより、環境負荷低減に寄与していることを積極的にアピールできます。証明書には、栃木県のマスコットキャラクター「とちまるくん」を使用します。



「とちぎふるさと電気」の販売用リーフレット



とちまるくん © 栃木県

5. これから

東京電力 EP との基本契約が平成 32 年 3 月末までであることから、「とちぎふるさと電気」の販売は平成 30 年 4 月から平成 32 年 3 月の 2 年間を予定しています。

また、県が行う環境保全事業等については、プレミアム価格分を基金に充当した上での事業実施であることから、平成 32 年度以降も継続する可能性があります。

東京電力 EP との基本契約満了後、「とちぎふるさと電気」の扱いについては未定ですが、地方公営企業法の趣旨、及び総務省「公営企業のあり方に関する研究会報告書（平成 29 年 3 月）」の提言を踏まえ、喫緊の課題として電気事業の今後のあり方や事業展開について検討していきたいと考えています。

